

平成 27 年 5 月 定 例 教 育 委 員 会 議 事 録

平成 27 年 5 月 14 日（木）午前 10 時 00 分～

1 日程説明

○（中島）委員長

ご起立ください。おはようございます。ただいまから平成 27 年 5 月定例教育委員会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、教育総務課長から、日程説明をお願いします。

○（林）教育総務課長

それでは、今日の議案及び報告事項でございます。議案につきましては、鳥取県教育審議会の委員の任命について、を含めて 6 件。報告事項は、鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験実施要項について、を含めて 12 件。計 18 件となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

2 一般報告及び議案の概要説明

○（中島）委員長

では、教育長から一般報告及び議案の概要説明をお願いします。

○（山本）教育長

お手元の資料によりまして、一般報告をさせていただきます。

4 月 21 日に、新学期始まって初めて県立学校の校長会がございました。20 分程時間をもらいまして、長めの挨拶をさせていただきました。アクティブラーニング等に向けた取組み方向でありますとか、主権者教育をこれからしっかりやっていただきたいということ、あるいは、組織改正を行いましたので、その意図でありますとかを説明しつつ、校長のリーダーシップで必ず学校は変わるんだということで、チームとして力をしっかり発揮できるように取組んでほしいということ。それから私も現場主義と言っていますけど、学校長も学校の中でぜひ現場主義を貫いていただきたい。授業を見たり、部活動なんかにも顔を出したりして、実際の課題を自分で吸い上げてほしいというようなことで、学校経営に向けての発破をかけさせていただいたところです。

同日「鳥取元気づくり推進本部」の第 1 回会議がありました。これは、平井知事が 3 選され、そのアジェンダの実現に向けて、組織横断的な事業を開催しようというもので、その中で子育て王国鳥取の実現チームなど、10 個のプロジェクトチームを立ち上げて進めていくことになりました。教育委員会も事務局が必要に応じて構成員となって加わり、連携して取組んでいくことといたしております。

4月24日は、三徳山・三朝温泉が初代の日本遺産に認定されまして、そのお祝いセレモニーがございました。次長を出席させております。詳細につきましては後程報告させていただきますが、いずれにしましても非常にめでたいことございまして、文化財を有効に活用しながら、地域の活性化にもつなげていきたいと考えております。

同じ日に、近畿高等学校総合文化祭の第1回の企画委員会があり、本年11月14日から22日まで、鳥取県で初めて開催いたすものでございますが、近畿2府8県の関係者にお集まりいただきまして、開催の基本方針や開催要項等について審議をいただきました。また後程ご報告させていただきますが、鳥取大会の特色としては、漫画の部門を初めて設けるということと、昨年の全国障がい者芸文祭を引き継ぎ共生ということで高校と特別支援学校とがコラボしたり、そういったことを織り込んでいきたいと考えています。また、韓国江原道の高校生との交流というものも総合文化祭の中に活かしていきたいと考えております。また、これは高校生の文化祭なんですけど、観覧等を通じて、中学生にもぜひ関わっていただきたいということで、そうしたことを通じて、文化部活動の活性化を目指していきたいと考えております。

28日には、全国の高校総体の実行委員会の設立総会をさせていただきました。これは来年度になりますが、メインは岡山県なんですけども、7月28日から8月6日にかけて中国ブロックでの開催ということで、鳥取県では、相撲・ホッケー・自転車のトラック競技と弓道の4部門を開催するようしております。関係者が集まり実行委員会を立ち上げまして、今年度の事業・予算等について審議をいただきました。この4部門いずれも鳥取県の有望な種目ばかりですので、これを機会に運動部活動の活性化ができればと考えております。これも後程、詳細については報告をさせていただきます。

また、同日、教科用図書を選定審議会の諮問をさせていただきます、委員長にご出席いただきました。

4月30日には、選挙が終わりまして、議員が初登庁されました。議員全員協議会ということで、執行部の方は自己紹介ということで、委員長にもご出席をいただきました。自己紹介だけに終わってしまいましたけれども、35名の議員のうち新たに10名の議員が入られました。教育に関心の深い議員さんもおられます。同じく議会関係では、5月4日に臨時の県議会が開催されまして、新しい議長に斉木議員、副議長には藤縄議員が選出されました。また、各常任委員会等のメンバーも決定されております。一番得票が多かった福浜議員は総務教育に入られまして、教育審議会の委員さんもしていただいておりますので、教育には関心が深いのではないかと考えております。また、資料もお配りしておりますのでご覧いただきたいと思っております。

5月13日、交流をいたしております韓国江原道、そして中国河北省から、それぞれ外国語教育院の委員長さん、あるいは河北省博物館の職員の方が、視察・意見交換に来県されました。一般報告については、以上でございます。

続きまして、議案について説明いたします。議案第1号の鳥取県教育審議会委員の任命につきましても、審議会のメンバーに、学校現場の校長になっていただいておりますが、年度末で退職をされましたのでその後任を新たに任命しようとするものであります。議案第2号から第5号につきましても、県立学校の入学者選抜方針についてお諮りするものでございまして、特に議案第5号につきましても、新たに県立高校の入試において全国の募集をさせていただきたい、ということで、これまで県外の中学生につきましても、指定地域以外は入学選抜に向かってくることを認めてなかったのですが、推薦入試においてそれを一定の基準に基づいて門戸を開こうということを考えております。それから、議案第6号につきましても、大山町の豊成叶林で出土遺物並びに、倉吉不入岡遺跡竪穴住居跡出土遺物一括につきましても、その2件につきましても、保護文化財の指定につきましても、鳥取県文化財保護審議会へ諮問をしようというものでございます。

3 議 事

(1) 議 案

○ (中島) 委員長

では、議題に入ります。今日の署名委員は、佐伯委員と松本委員にお願いします。

議案第1号 鳥取県教育審議会委員の任命について (非公開)

議案第2号 平成28年度鳥取県立特別支援学校 (幼稚部・高等部・専攻科) 入学者募集及び選抜方針について

○ (中島) 委員長

では、議案第2号について、説明をお願いいたします。

○ (足立) 特別支援教育課長

議案第2号をお願いします。特別支援教育課です。平成28年度鳥取県立特別支援学校 (幼稚部・高等部・専攻科) 入学者募集及び選抜方針についてです。1頁の基本方針についてですが、特別支援学校の高等部につきましても、鳥取盲学校の高等部保健医療科を除きますが、出願資格を有する入学希望者全員の入学を許可します。鳥取盲学校の保健医療科及び専攻科医療科につきましても、定員を設けて一般入学選抜を実施するものとします。また、合格発表後に募集定員に達しなかった学科については、再募集で入学選抜を実施します。ちなみに、鳥取盲学校高等部保健医療科につきましてもは定員8名、専攻科医療科につきましてもは定員10名です。出願資格については、2に掲げているとおりです。1頁の下3になりますが、出願期間につきましても平成28年2月22日から24日まで。検査期日につきましてもは28年3月8日。検査内容につきましてもは、聾学校及び皆生養護学校幼

稚部につきましては面接、高等部につきましては各学校によって異なりますけれども、諸検査及び面接を行います。2頁にいきまして、入学候補者の発表につきましては、28年3月16日を予定しております。4番以降が、選抜試験を行う鳥取盲学校高等部保健医療科及び専攻科医療科の規定です。一般入学の選抜につきましては、先程の高等部等の日程と同様に、出願につきましては28年2月22日から24日まで、検査期日は3月8日、検査の内容につきましては、学力検査及び面接です。合格発表につきましては平成28年3月16日を予定しています。募集定員に達しなかった場合につきましては、再募集を行う日程としまして、その期日につきましては(2)にあるとおり、出願期間を3月22日及び23日の2日間、検査期日につきましては3月25日、検査内容につきましては、一般入学選抜と同様でして、合格発表につきましては、3月28日としております。これは後程出てまいります高校入学選抜の日程と同様の日程としております。以上です。

○(中島)委員長

日程以外で、昨年度と変わったところは。

○(足立)特別支援教育課長

ありません。

○(中島)委員長

ここ数年の中で、何か不具合があったようなことはありますか。

○(足立)特別支援教育課長

特段入学選抜の中ではありませんが、前年度要項の改正の中で体験入学の規定が曖昧でしたので、昨年度から、高等部入学を希望する者は必ず体験入学に参加させるという規定を作りました。その辺りが明確になったので、特にトラブルはありませんでした。

○(中島)委員長

では、原案通り決定ということにいたします。

議案第3号 平成28年度鳥取県立高等特別支援学校入学者選抜方針について

○(中島)委員長

議案3号の説明をお願いします。

○(足立)特別支援教育課長

議案3号をお願いします。平成28年度鳥取県立高等特別支援学校入学者選抜方針についてです。具体的には琴の浦高等特別支援学校の入学者選抜方針になります。最初に3

頁・4頁の新旧対照についてご覧ください。今回改正しました部分として、一番の基本方針のところですか。これまで基本方針につきましては、右の方に27年度を掲げておりますけれども、高等特別支援学校が、中学校または特別支援学校の校長から提出される調査書等により総合的に評価して行うものとする基本方針を掲げておりましたが、これにつきましては4頁の方に出て参ります、選抜方針の内容が基本方針に書かれておまして、本来基本方針に掲げる内容ではなかったということもあまして、今回選抜の方針ということで定員を設けて、一般入学者選抜を実施する、ということ、また、一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達しなかった場合については再募集入学選抜を実施する、という選抜方針を混同していたことがありましたので、整理をしました。あと改正点としましては、4頁の方になりますが、検査内容（イ）です。適性検査の中で体力・体の動き等を見ておりますので、その中に基礎体力及び作業能力ということで、体力に関する能力を検査するというので明記をさせていただきました。この検査は今までやっておりましたが、具体的に体力の部分についての明記がありませんでしたので、選抜方針の中で対応したということです。その他の項目につきましては日程の変更です。

戻りまして1頁の方をご覧くださいと思います。選抜方針につきましては、先程基本方針のところは新旧対照表で見いただきましたが、定員を設けて入学選抜をし、募集定員に満たなかった場合には再募集の入学選抜を実施するということです。4番に入学者選抜の期日です。出願期間につきましては、平成27年11月18日から同月20日まで、試験の期日につきましては、27年12月10日及び11日の2日間です。検査内容につきましては、アからエまで掲げておりますけれども、学力検査・適性検査・作文・個人面接をすることとしております。2頁に移りまして、合格発表につきましては、27年12月18日を予定しております。真ん中の方の（2）が再募集の入学者選抜です。出願期間は平成28年1月14日及び15日の2日間。試験の実施は28年1月21日。内容等につきましては、一般入学選抜に準じて検査を行います。合格発表は28年1月27日を予定しております。定員につきましては40名でございます。高等特別支援学校の入学者選抜方針については以上です。

○（中島）委員長

さっきの議案2号の高等部入学者選抜と、琴の浦高等特別支援学校入学者選抜というのは依拠する法律は同じですね。違いを教えてくださいと助かりますが。

○（足立）特別支援教育課長

琴の浦高等特別支援学校の場合は知的障がい的高等部ということになりますが、学科が琴の浦の場合は職業科ということで定員を設けて募集をする形です。その他の例えば、白兔養護学校等も同じく知的障がい者を対象としていますが、こちらの方は学科としては普通科でして、特に定員を設けていません。そういった形の部分で違いがありますの

で、全員入学としているところと、試験をして定員を限度として入学者を決定するという方式との違いです。

○（中島）委員長

一番の違いは、定員で入学者を制限する可能性があるかという点ですか。

○（足立）特別支援教育課長

そうですね。

○（佐伯）委員

昨年不合格になった人がいるので、琴の浦の入学者は定員より多かったんですよ。

○（足立）特別支援教育課長

琴の浦につきましては43名入学希望者がいましたので3名不合格でした。特に、琴の浦につきましては、知的障がいであり、更に単一障がいということで受け入れをしています。

○（中島）委員長

単一障がいというのを出願資格に入れているのですか。つまり私、議案第2号・第3号の選抜方針を分ける理由が分かるような、分からないような。

○（足立）特別支援教育課長

おっしゃるとおり、同じ選抜方式ですので、一本でやってきたということも可能です。専攻科もまとめて、高等部の中に専攻科の方の入学選抜も入れていますので、議案を一本にまとめろと言われれば。

○（中島）委員長

同じ選抜方針にはできないということですよ。

○（山本）教育長

試験の実施時期がありまして、琴の浦に入れなかった生徒が、他の特別支援学校や高等学校に受験したりということが可能になるような仕組みにしています。

○（中島）委員長

それで別々にしないといけない、ということですか。

○（松本）委員

定員内であっても、成績が悪いと落ちるということですね。

○（中島）委員長

これは1本にはできないと。

○（足立）特別支援教育課長

分かりやすいという意味も含めて、しないほうが。

○（中島）委員長

わかりました。では、よろしいですか。議案3号も原案どおり決定といたします。

議案第4号 平成28年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針について

○（中島）委員長

議案第4号をお願いします。

○（御舩）参事監兼高等学校課長

議案第4号、平成28年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針について。高等学校課です。まず3頁のアとイ、新旧対照表を載せておりますけれども、28年度の選抜方針につきましては、27年度と日程以外は同じ内容です。それでは1頁に戻っていただきまして、まず3の全日制課程及び定時制課程の入学者選抜につきましては、今年度も推薦入学者選抜、それから一般入学者選抜、再募集入学者選抜の3方式になります。推薦入学者選抜の募集人員ですが、学科・コースに応じて、募集定員の中で割合（パーセント）を定めたものの中で、募集するというようになっております。ウの実施期日ですが、28年2月10日ということになります。検査内容ですけれども、面接あるいは口頭試問、それからコース・学科によりましては、作文や小論文を課すこともあります。選抜結果につきましては、個人には2月16日に通知しますが、合格者の発表につきましては一般入試と同じ3月16日になります。

2頁の一般入学者選抜ですけれども、3月8日に学力検査、9日に面接あるいは実技で、検査内容ですけれども、（ア）で学力検査ですが、Aの実施教科につきましては、国・社・数・理・英の中から実施する。Bの検査時間につきましては50分になりますけれども、昨年度からは英語を60分の検査時間にいたしました。

それから（2）ですけれども、学力検査に加えて面接を行います。ウで学科・コースによって作文・実技検査をいたします。5の合格発表は3月16日に行います。（3）の再

募集入学者選抜ですけれども、合格発表後に合格定員に達しない場合には、再募集入学者選抜を実施します。実施期日は3月25日としております。

4の通信制課程の入学者選抜につきましては、平成28年3月2日から3月29日まで
の出願期間の中で出願をして、出願者に対して検査を実施するというようにしてござい
まして、(2)で検査内容につきましては、面接を実施いたします。選抜方法につきましては、
面接の結果や調査書等を使用して総合的に判定いたします。以上、平成28年度の県立高
等学校の入学者選抜方針です。よろしく申し上げます。

○(松本)委員

推薦入学選抜の割合については、何パーセント以内に限らないということがありますね。
「教育委員会と協議して」というのは、どういう高校とか、どういう学科を想定している
んでしょうか。

○(御舩)参事監兼高等学校課長

例えば、重点をおいて体育に力入れたいという学校があった場合に、学校の特色と言いま
すか、学校の活性化に必要なあとと思ひ、もう少しその生徒を増やしたいとしたときに
教育委員会として相談に乗る。体育コースというのは、八頭高校と中央育英高校で、それ
以外の学校で、例えば体育を学校の特色となり活性化になるんだという校長のビジョンが
あるとき、教育委員会が相談に乗るということです。

○(山本)教育長

27年度に例がありました。

○(御舩)参事監兼高等学校課長

27年度は、境高校です。スポーツを重視したいということで。

○(中島)委員長

国・社・数・理・英の中から3教科以上実施するものとするというのですが、実際の実
施状況としては、どうなっているんですか。

○(御舩)参事監兼高等学校課長

全日制につきましては、すべて国・社・数・理・英の5教科を課しております。定時制
につきましては、3教科以上としています。

○(中島)委員長

3教科はどの教科ですか。

- （御舩）参事監兼高等学校課長
それは、自分で選ぶ形です。学校で選んで課す場合もあります。
- （松本）委員
定員割れしているところは、推薦入学割合をもっと増やしたらどうですか。
- （御舩）参事監兼高等学校課長
総合学科ということで推薦割合は40%ですけども、そこにも志願者は満たない状況です。
- （中島）委員長
選抜方法は、一つは250点満点の試験と、あと数値化されるものは調査書の合計等ということですか。
- （御舩）参事監兼高等学校課長
数値化されるものはその二つです。
- （中島）委員長
大学受験とかだと比率とかあるじゃないですか、センター試験とか。そういうものはあるんですか。
- （御舩）参事監兼高等学校課長
調査書と学力検査の比率は、各校で差が出る可能性があります。
- （中島）委員長
それは公開されていなかったか。
- （御舩）参事監兼高等学校課長
実は、高校ガイドというものを夏ごろに各中学校に配付しており、その中に明記しております。どういう生徒を求めるか、調査書で重視する評価があるかないか、検査内容とか、実施教科とか、調査書の合計点と学力検査の合計点の比率はどうかということを明記し、すべての中学校に知らせています。
- （佐伯）委員
推薦を受ける子どもたちというのは、学力検査とかは、ないんですか。

○（御船）参事監兼高等学校課長

はい、推薦につきましては、面接、口頭試問あるいは小論文があります。

○（佐伯）委員

通常の成績が推薦条件となるんですか。

○（御船）参事監兼高等学校課長

推薦は、中学校長の推薦ということになりますので。

○（佐伯）委員

そのときには、通常の成績とかもあがってくるんですか。

○（御船）参事監兼高等学校課長

調査書にはあがってきます。

○（小椋）教育次長

高校によってですけど、5段階で2.5以上ですとか、3以上ですとか、そこを保護者まで公表ができないことがあります。中学校は知らせてもらうんですけど。

○（佐伯）委員

中学校は分かっているんですね。そういう基準のようなのがあって。

○（小椋）教育次長

高校ごとに。

○（佐伯）委員

分かりました。

○（林）教育総務課長

今お配りしたのが、今年の学校ガイドで、参事監から説明があった形で公表しているものです。

○（中島）委員長

130とか、195って、どういう意味でしょうか。

○（御舩）参事監兼高等学校課長

高校ガイドの3頁にその計算の仕方載せております。第3学年で学習する教科の調査書の5段階評価が最初の数字で、学力検査を実施する教科数を掛けて、学校はそれに倍率を定めます。なおかつ、学力検査を実施しない教科が4教科ございます。例えば、5教科が試験科目としたら、それ以外の4教科につきましては、2倍をするということにしております。その合計点です。例として130点になる場合のものが載せてあります。

○（佐伯）委員

これって、2学期の成績なんですか。

○（小椋）教育次長

出願までの3年生の、4月からのトータルをしますので、1学期の通知表が4だからといって、4とは限らない。逆もあります。

○（中島）委員長

では、第4号についても、よろしいですか。では、原案どおり決定といたします。

議案第5号 県立高校入試（推薦入試）における全国募集について

○（中島）委員長

では、議案第5号について、説明をお願いします。

○（御舩）参事監兼高等学校課長

議案第5号、鳥取県立高等学校入学者選抜推薦入試における全国募集について、高等学校課です。鳥取県の県立高校で魅力化に取り組んでいるところなんですけども、その学校や学科・コースで、県外の者が、「そこでぜひ学びたい」と考えている者に関しましては、いわゆる鳥取県の生徒扱いをしている県外指定地域以外の県外者は受け入れてもらえなかったんですけども、それを今回受け入れるようにしたいということです。県外から目標を持った生徒が入学することで、学校の活性化を促進、または地域の活性化につながることを期待しております。具体的な内容につきましては、いわゆる県外指定地域を除く県外中学校の生徒の出願を認めて、募集生徒数の5%以内で合格者を決定する。受験できる学科・コースの指定の理由につきましては、体育コースを設置している学校であるとか、あるいは中山間地域の学校など、積極的に魅力化に取り組んでいる学校の学科・コースとします。なお書きしておりますのは、これは現状でも一般入試あるいは推薦入試の中でも、例えば甲乙付けがたい場合というのがありますので、5%でずばりと切ることができない場合も、こういった合格者を決定するときの、他の選抜と同じ項目でございます。こ

のような形で県外指定地域以外の生徒も、本県の教育を受けることができるというふうな制度にしたいということで、これを平成28年度から実施したいと考えております。以上です。

○（中島）委員長

28年度からということは、どういうスケジュールでしますか。

○（御舩）参事監兼高等学校課長

この委員会で議決をいただきましたら、すぐに各高校にこれを周知しまして、「県外から受け入れる学科・コースはありますか」というようなことを募ります。それをまとめて、こちらで審議をいたしまして、最終的に学校がコースを決定いたします。その後は、県教育委員会がまとめてでも、「全国に公募するのがいいですよ」と、周知する必要があると思います。そういうことをしながら進めていこうかと。

○（中島）委員長

周知の仕方についてどうするかなと思っていたんですけども。

○（御舩）参事監兼高等学校課長

島根県なんかは、各都道府県の教育委員会には案内用紙を送ってはいないと思います。ホームページに載せているだけだろうと。

○（中島）委員長

例えば、岡山とか広島の学校で、鳥取県の高校のことを推薦してくれるとは思えないじゃないですか、事実上。そうだとすると、例えば中学生が見るような雑誌かなんかに広告を出すとか、そういうことなのかなあと思ったんですけど。

○（御舩）参事監兼高等学校課長

まずは、その教育委員会のホームページで、入試に関する事項として示す必要があると思いますが、それ以上の積極的な広報ということだろうと思いますけれど、たしかにそういうことも含めて考える必要はあるかなと。あとは基本的には推薦、特に学校の特色化に取り組んでいるということがありますので、例えば体育コースであれば、種目は定まってくると思いますので、個々にあたっていくということは考えられます。あと体育以外のコースに関しては、なかなかホームページの公表以外には難しいかもしれませんが、もし倉吉農高であるならば、今までも一般入試で県外から来たりしてはいますので、そういうところの県とか学校とかに周知するということがあるかと。確かにおっしゃるように、

各県の教育委員会に送ったからといって、それに対応してもらえるということはありませんので、公募の仕方としてはそういった個々のケースになるかと。

○（松本）委員

県内に保護者が必要という要件を付ける必要がある等の議論が以前あったかと思いますが、これはここに載せないでいいんですか。推薦入試の場合、必要なんですよ。

○（御船）参事監兼高等学校課長

はい、本県で学ぶ場合には後見人といいますか、あるいは親権を持つ者の代わりになるような者というのがあります。

○（坂本）委員

倉吉農高には寮があったんですけど、むしろ受け入れる場合はこういうことはされるんですか。

○（御船）参事監兼高等学校課長

基本的には、寮であるとか宿泊ができる施設が、きちんとしたものがあるというふうな条件がないと、なかなか難しい。教育委員会が別で指定するという事にはならないだろうと思っています。

○（中島）委員長

今の話ではないけれども、一番基本になるのは、本当に魅力的なコースや学科が作れるのかということだと思うんですよ。少し厳しい言い方をすると、県内の高校生に対して魅力を提示できなかった高校が、どうして県外の生徒に対して魅力が提示できるのか。そういうわけにはいかないじゃないか、という言い方もあり得ると思うんですよ。ですから、どうしても我々は島根県の例とかで、なんとなくうまく活かせられたらいいと思うんだけど、そこのところは我々自身の課題としても、本当に、例えば「この先生がいる」とか、「このことは、ここでなければ学べない」とか、一本強い柱を持ったものを作っていないと、看板は掲げてみたものの…ってということになるのは、もうほぼ間違いないじゃないかと思うんですよ。まずはそれがあって、それを備えた上で、どういうふうに広報していくのかという部分ですよ。やっぱり先程おっしゃっていた体育のコース以外では、子どもたちが、どこかの県の誰かが、ふとそれに触れて、学校の先生に「鳥取県のこの高校のこれに行きたいんだ」と言って、「なに、おまえ、俺それ初めて聞いたぞ」というところから始めなければいけないことだと思うので、そういう回路をどう開いていくかという部分と、二つハードルがあるのかなと思うんですけど。なにしろ、まず初めの方ですよ。そこをどうするかが、我々に課せられた非常に大きな課題だと思います。

○（松本）委員

5年後の高等学校のあり方検討を行った審議会からの答申を先取りでやるんですか。県外からも集めるようにというのも、ひとつありましたよね。その前取りのやるんですか。それとも何か具体的に入ってもらいたい生徒の当てがあって、この制度改定になったんですか。

○（御船）参事監兼高等学校課長

以前から、特に体育コースに関しては、「ぜひそういうことをしてもらいたい」という声もありました。それからまた、おっしゃるようには一方では三次以降の答申にありましたけれども、三次までの審議会の議論の中でも、そういったことがありましたものですから、そういうことで、今後また入試のあり方も検討するんですけども、現段階でそういったことをしてはどうかということ踏み切ろうとしたことです。

○（松本）委員

まず、やってみよう。

○（御船）参事監兼高等学校課長

はい、そういうことです。委員長さんがおっしゃったように、たしかに、ここで手を挙げるといふことに対しては、相当な学校に、自校の魅力作りに対して、それは相当腹をくくってしっかりと取り組んでいるという、自信を持った学校になるだろうと思いますので、むしろこういう制度にすることによって、学校作りを進めることになろうかと思えます。それから広報につきましても、村岡高校が、ちょうど全国にスキーの全国募集をしたことがありましたけれども、これはやはり、教育委員会には送ってこないで、色々な場面でメディアを使って広報しているというようなことでしたので、また、広報については色々な方法があると思いますので、考えてみたいと思います。

○（中島）委員長

ですので、「各高校の主体で考えてください」という考え方もあるし、一方で「我々の方で一つの成功事例を作ってみようじゃないか」ということで、どこかにはこういう強みがあって、例えば「智頭杉と何かを掛け算して、ここにしか無いコースを作ろう」とか、どこかに、おもしろい数学の先生を呼んでみたりとかいうこともいいかもしれないし、そういう県教委からの提案ということ、実際に今ある強みを、何かの掛け算でより強くするという、ここだったらその強みが出せるというやり方を考えてみるというの、手じゃないかと思うんですね。その辺りは少し検討していただいて。

○（山本）教育長

委員長がおっしゃるように、検討していきます。実は先程話に出ましたけれども、体育コースで要請が強かったというところで、そこに対して門戸を開く必要があるんじゃないかという判断で作るんですけども、それだけではなくて、先程話のありました答申の中でも、全国から呼べるような魅力の話もありましたので、合わせてそういったことも含めて、県教委として打ち出しをして、学校はもちろんのこと、先程言われましたように県の教育委員会もこういう制度を上手に活用して、魅力作りを進めていくということをぜひしたいなあと考えているところです。

○（中島）委員長

どこかイニシアティブを取るといふか、そういう動き方もあるんじゃないかなと思いました。どうしても我々、実業系との高校とか中山間地の高校でというふうに思いがちなけれども、例えば普通科の高校でも考えようと思えば、単位制の高校とか、そういうものを先取的にやっていくことでもって、全国から「この数学の先生に月2回学べるんだ」とか、そういうことで生徒を全国から募集するという考え方も、なくはないんじゃないですか。

○（松本）委員

これみたら、エリアが狭いですよね、県外と言っても。

○（山本）教育長

これは今でも認められている指定地域です。

○（松本）委員

これまた改定するわけですか。

○（中島）委員長

これを完全に全国にするということですね。

○（松本）委員

今認めている指定地域から、現在高校に来ている生徒は何名ぐらいですか。

○（御舩）参事監兼高等学校課長

人数は、少し調べますが、何十人もいるわけではありません。例えば境港の辺りで、島根県美保関からの通学があります。

○（佐伯）委員

とにかく、指導者がすごく問題だと思います。スポーツだったら実績が上がっていないと、県外から来ようとも思わないでしょうし、逆に、そのために県内の高校生の門戸が狭まるのもちょっと危惧するところがあるので、そこはちょっと難しいところかなと。せっかく望んでいて、そこに入ってもっと力を発揮しようと思っているのに、県外からもっと力のある子が入ってくれば、その子は入れなくなってしまう。ちょっと心配だなと思うところがありますね。それから、やっぱり鳥取県で言えば、水産では境総合技術高とか、畜産とか、林業とかでは〇〇とか、これまでじゃない新しい産業の分野を開拓するようところで、そっちの方に興味を持てるような生徒さんがあればいいなと。他の学校ではきっと学べないでしょうから、そこにはどうしても指導者が必要なので、そこがなかなか難しいところかなと思います。

○（中島）委員長

今までは一般的に、こういう名前の高校でこういう学科だと、これを教えるんだということだけでやっていたところを、もう一回意識化して、「ここでなければ学べないものって何かな」ということを考えてもらわねばいけないということですね。5%というのは、40人だと2人、20人だと1人とか、実際はかなり少ないですね。

○（御舩）参事監兼高等学校課長

先程、県内で入りたい子が入れなくなる心配も逆にある、とおっしゃったんですけども、例えば体育コースでは40名の定員で、50%の推薦なので20人。20人の中の10人は多いですよ。4人はどうかと、それでも多いという感じがしますので、まあ5%かな、2人かなと思います。最初から大きな数でなく、学校の方でも、まず5%かなと。10%を希望しているところもありましたが、当面5%でいけるかなというところですよ。

○（中島）委員長

とらぬ狸の皮算用ですね。でも、来てくれたらいいですよ。全体のことを考えたら、入れた方がいいよということもあるだろうし。

○（御舩）参事監兼高等学校課長

すみません。先程質問がございました、県外からの人数の件は約60人ぐらいです。指定地域に限定すると、10数人です。

○（佐伯）委員

指定地域以外でもそんなに来ているんですか。

○（小椋）教育次長

指定地域以外からでは、転勤に伴うものが多いです。

○（御船）参事監兼高等学校課長

一般入試のときに、住居を移して来られます。

○（中島）委員長

それでは、第5号議案は提案のとおり決定いたします。

議案第6号 鳥取県文化財保護審議会への諮問について

○（中島）委員長

では、続いて議案第6号をお願いします。

○（木本）文化財課長

議案第6号、鳥取県文化財保護審議会への諮問について、お願いします。文化財課でございます。文化財の県指定について、文化財保護審議会の意見を求めようとするものです。今回は2件について諮問をさせていただきます。なお、今回は、諮問案件の実物をお持ちいたしました。ご覧をいただきながら、ご審議いただきたいと思っております。

実は、これ以外にも物はお持ちしているんですけども、スペースと時間のこともありまますので、昼休憩の時間を使いまして、他の物も見させていただきながら、説明する時間をとらせていただきたいと思います。まず、1件目の保護文化財「豊成叶林遺跡出土遺物一括」です。諮問理由ですが、大山町の豊成叶林遺跡から出土しました考古資料です。この遺跡は大山山麓の標高約60メートルの丘陵上に立地する後期旧石器時代を中心とする時期の遺跡です。平成23年度に国道9号線名和淀江道路の改築に伴いまして、実施されました発掘調査により始良丹沢火山灰地層の下層で二ヶ所の石器製作跡が発掘されております。始良丹沢火山灰地は約2万8千年前に鹿児島湾北部の始良カルデラの巨大噴火によりまして、日本各地に降り積もった大量の火山灰でして、その層の下層で発見されておりますことから、噴火以前の遺跡約3万年前の遺跡ということです。旧石器時代の遺跡につきましては、それまで県内では試掘など部分的な調査しか例がなく、豊成叶林遺跡では、初めて遺跡の全体像が明らかにされたということで、同時代の遺跡が少ない鳥取県におきまして、非常に重要なものです。石器製作跡やその周辺からは、ナイフ形石器やナイフ形石器加工前の素材になります石刃と言われる遺跡の他、石器製作に伴ってできます石を割った後に残ります石核や剥片など、総数274点の石器が出土をしております。出土石器の状況から見まして、主にナイフ形石器が製作されていた遺跡と考えられます。また、石

器の石材は当地で採取されたものではなく、島根県の松江市玉湯町周辺で採取する石英の一種です「玉髓（ぎょくずい）」が用いられております。これらの石器は当時の石器製作の様子を理解する上で非常に良好な資料ということで、特に今回1点お持ちをしております物ですが、母岩用接合資料というのですが、同じ原石から作られたナイフ形石器白片等を接合した資料です。割られた石を接合部が一致するような物で当てはめていきます。パズルのように組み合わせて接合したものです。逆向きにナイフ形石器の製作手順を逆向きにする形で組み合わせた物ということです。こうしたことから石器の製作手順を具体的にたどることができる貴重な物です。なお、これらの石器は県の埋蔵文化財センターが所蔵しているものです。

続きまして、2件目は、保護文化財不入岡遺跡竪穴住居跡 SI03 出土遺跡一括です。名称のSIは考古学で住居跡を示す略語です。03は住居の番号です。倉吉市不入岡に所在いたします不入岡遺跡の竪穴住居跡から出土した考古資料です。不入岡遺跡は弥生時代から奈良時代の集落遺跡、また、奈良時代から平安時代の大規模な倉庫群跡が見つかった遺跡です。資料の一番下にも書いておりますとおり、平成12年に国の指定を受けております。この不入岡遺跡では、5世紀後半の竪穴住居跡が1棟確認をされておりました、今回の物はこの住居跡から出土した遺物です。資料の下の方に写真左側に住居跡の写真を載せておりました、遺物の出土状況を大きな方の写真で示しております。また、同じ左側の写真の下の方に作りつけ竈（かまど）ということで少し浮き出しで写真を付けておりますけれども、当住居跡の南東隅からの作り付けの竈跡が確認されておりました、こちらは朝鮮半島固有のオンドル状の竈と考えられております。作り付けの竈を備える住居は県内ではここが唯一というものです。当住居跡から出土した遺物には土師器の甕（かめ）であるとか、資料の方申しわけございません。土師器のカメの後に甗（はそう）というルビを振らせてもらっておりますが、ここは「こしき」でございます。蒸し器のような土器でございますが、その他小型丸土器とか高坏（たかつき）とかで、このうち長方形をした甕（かめ）・甗（こしき）型容器ということで、写真の方右側では、左側三つになりますけれども、こちらの方は朝鮮半島に由来する可能性が高いと考えられております。今お持ちをした土器の方では右側にある大きい方が日本の形の甕で、その横にある大きい方は朝鮮型です。口の辺りだとか、胴の辺りだとか、少し形が違うところが見ただけだと思います。それから、一番前に出しております物も朝鮮から渡来した物ではないかと、日本にはない形のもので、そうしたものが朝鮮半島から渡来してきたものではないかと考えられております。以上のように、これらの遺物は古墳時代中期の、山陰地方の地域社会と朝鮮半島との交流を物語る重要資料であると言えます。なお、これらの出土品は現在倉吉博物館の方で収蔵されているものです。ご審議の程よろしく申し上げます。

○（坂本）委員

今日、バジルの炭化したものが奈良県の遺跡から出てきたと新聞にありましたので、そういう産物というの、そういう目で見れるんだなと思いました。

○文化財課職員

卑弥呼の住まいがあったのではないかと推定されている奈良県の纏向遺跡から顕微鏡で見なきゃ分からないくらいのバジルの細胞が見つかり、シルクロード経由で、その時代には外国から植物が入ってきたということが初めて分かったということのようです。

○（中島）委員長

これは、用途は鍋ですか。

○文化財課職員

甕（かめ）でして、中にお米とか料理する物を入れて、蒸したり煮たりするための容器です。

○（中島）委員長

やっぱり鍋のような役割として使うんですね。それで炭がついている。

○文化財課職員

大きい二つはそうです。その手前にあるコップのような土器はどういう目的で使われたのかは分かりません。

○（中島）委員長

歴史上、釉薬が使われるようになったのは、いつごろからですか。

○文化財課職員

自然釉がかかってくるのは、古墳時代に登り窯を使って須恵器を焼く5世紀代です。登り窯を使うようになると、自然釉がかかってきますし、故意に釉をかけるようになるのは奈良時代になります。

○（中島）委員長

8世紀、9世紀。

○文化財課職員

はい。

○（中島）委員長

これは5世紀ごろの、1500～1600年前ぐらいですか。

○文化財課職員

これは、朝鮮半島で、百済・新羅・高句麗という三国が並立している三国時代の時期ですけれども、百済と新羅の間の緊張関係が高まり始める時期だったのです。これは最終的には、白村江の戦いで百済が惨敗して、百済から渡来人が奈良時代にたくさん渡ってくるわけですね。おそらく緊張関係が始まったくらいに、朝鮮半島から渡ってきた人か、その二世かが住まって作ったのだらうと、時期的には推測されます。

○（中島）委員長

こういう状態に復元するまでには、すごい時間がかかるでしょう。

○文化財課職員

全部の破片が揃っているわけではありませんので、その辺がジグソーパズルと違うところなんですけども、そういうところは樹脂とか専用の材料で埋めつくす。最終的には色を付けて分からないように仕上げる。こちらに今お見せしている土器は、ほとんど残ってありました。欠けているところはほとんどありませんでした。ぐしゃっとつぶれた状態が出てきております。

○（中島）委員長

今のようなお話は、学校なんかでしてもらうことはあるんですか。

○文化財課職員

はい、出前講座というものを私どもしております、その中で、土器を実際に学校に持って行って、見ていただくということもありますし、小椋教育次長が倉吉市に行って、副読本を作っておられる中でも、この遺跡についてはご紹介いただきました。

○（中島）委員長

今ちょっとお話を聞くだけでも、探求型の学習の切り口がありました。写真で見ただけだと「ふうん」と言って終わるんですけども、すごい切り口が今のお話だけでも三つか四つぐらいあるような気がしていますけども、どんどん昔にはそういうものがあつたんだということ以上の、今の私たちの生活について考えるきっかけがあるかなと思いました。

○（松本）委員

こちらの土器は焼いて。

○文化財課職員

こちらの土器は、まだ登り窯を作るのでなく野焼きですので、温度が 500℃ぐらいです。登り窯になりますと 1300℃ぐらいの高温で焼きますので、焼きの部分によって色が違います。野焼きで焼いたときは、こういう肌色っぽい白っぽい、あるいは黒っぽい色をして焼き上がります。

○（中島）委員長

では、6号についても、原案どおり決定といたします。

(2) 報告事項

○（中島）委員長

それでは、議案事項は終了で、報告事項をお願いします。

報告事項ア 平成28年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験実施要項について

○（御舩）参事監兼高等学校課長

報告事項ア、平成28年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験実施要項について、高等学校課が代表してご報告申し上げます。資料の方は、実際の要項と新旧対照表で、27年度のものとの比較で要約したものがありません。こちらでご説明申し上げます。28年度選考試験ですけれども、出願期間、試験期日につきましては日付が変わっただけです。受験資格、年齢要件につきましても同じで50歳未満としております。変わりました点は次でして、県外現職教諭を対象とした選考、これ自体は昨年度もやってきておりましたけれども、対象試験区分・教科・科目を変更しました。27年度を見ていただきますと、例えば、小学校教諭・中学校教諭・理科とか、中高共通というふうに、区分を指定しておりましたけれども、これをとっ払いまして、すべての試験区分で実施するというようにしております。対象者につきましては変更ありませんが、※の一つ目に、中高教諭共通の志願者は現に勤務している校種でのみの採用としております。昨年度までは、例えば、中学校に勤務しているけれども高校を受けたいという人は高校も受けられたんですけども、今勤務している校種でのみの採用ということにしております。併願不可としております。

それからもう一つ、大学院進学希望者及び大学院就学継続希望者の特例を設けました。鳥取県の教員になりたいという者で受験をしまして、A登載になった者は大学院に行って進学できるように、あるいは今大学院にいれば修学できるようにということです。要は本県の教員になりたいと思った者をあらかじめ採用しておくということです。更に勉強した

いという方を支援するということになります。ですから、28年度A登載になった者で、これから28年度に進学する者につきましては、平成30年度の採用候補者名簿に登録いたします。もう既に27年度より大学院におりました場合には、29年度の採用候補者名簿に登録するといシステムです。ただし、予定をした年度に終了できなかった場合には、名簿登載を取り消すことにしております。指導力のある質の高い教員の確保ということを目指しております。

それから、採用予定者数ですけれども、中学校教員で1名減。中高の共通で5名減。ただし養護教諭の方にはプラス3ということで、昨年度と同規模の採用予定者数としております。

名簿登載につきましては、いわゆる名簿に登載された者から正式に採用していくということですが、A登載者は昨年と同じ記述です。B登載者は欠員の状況によっては教員として正式に採用するというものがB登載者でありました。昨年の記述を見ていただきますと、まず講師として1年間臨時的任用する、欠員の状況によっては教員として採用という記述がありましたし、更にC登載者として講師の採用のみの登載がありましたけれども、臨時的任用につきましては、採用試験とは切り離して取り扱うことにしようということで、こういった記述にいたしました。講師の採用試験につきましては、また改めて登録希望を出してもらい一括して選抜をするという方法をとろうと思っております。B登載者になった者は、今までどおり翌年(29年度)の試験では1次選考試験を免除するとしました。1次試験免除に関しましては2次試験の試験結果で不合格となった者の中で、来年度試験の1次免除をする資格がある者を選定しまして、それを通知する。通知をもらった者については、29年度の1次試験の免除ということを明記いたしました。

次のページですけれども、28年度の特徴ということになります。28年度だけを見ていただければいいんですけれども、先程ご説明申しあげました特別選考、県外の現職教諭を対象とした選考の対象を全試験の区分に拡大。それから大学院の進学希望者、継続希望者についての名簿登載の変更ということです。全体としまして、小・中・特別支援学校教諭・高等学校教諭の採用予定につきましては、再任用職員の増加や児童生徒数の減少、学校の統廃合もありますけれども、小学校・中学校・特別支援学校につきましては一定の退職者数が見込めるということで、割と一定量の採用予定者数があります。高校につきましては、なかなかそれを上回るような退職者数がまだ見込まれないために少人数ということになっております。以上、参考のところ、その他の特別選考、これ今までもずっとしていたものを掲げておりますけれども、この実施要項につきましては、5月12日に掲載しております。

○（足立）特別教育支援課長

特別支援教育課です。続けて4件、報告をさせていただきます。最初に報告事項イ平成27年度第1回特別支援学校運動・スポーツ推進協議会の開催についてです。4月の定例教育委員会の中で、特別支援学校の運動・スポーツ体制整備のプロジェクトチームについて報告させていただきました。その中でも定期的な情報交換等が必要というご意見がまとめられまして、それを受けまして、特別支援学校あるいは、スポーツ課、障がい者スポーツ協会といったような構成メンバーで、特別支援学校におけるスポーツをどのように進めていくのかといった推進協議会を開催いたしました。設置の趣旨につきましては、1に掲げておりますとおり、一つは競技力向上を目指すにはどうしていくのか。二つ目が健康な心と体を育成する運動・スポーツの環境整備ということを設置目的といたしまして、27年度につきましては、1から3までに掲げているような環境整備と今後の方向性を議論することといたしております。第1回目として4月14日に関係課、関係機関等が集まりまして意見交換を行いました。今回は特に各機関の取組みの方向性でありますとか、今後若しくは現在行っている施策の実施状況の情報共有を目的として開催しました。概要につきましては、○で四つ挙げておりますけれども、一つ目の○として、楽しさを感じるような経験の保障をしていくことが必要であるということの共通認識が得られました。二つ目の○としまして、競技力向上に向けての取組みにつきましては、真ん中辺のポツ二つ目ぐらいにありますけれども、特別支援学校においては、少人数化や障がい種の独特な困難性もあり、なかなか学校内だけではスポーツ活動が難しいということもあり、卒業後を見据えた支援の環境の取組みの検討が必要となるということ、更には放課後とか休日の取組み充実の方策等、特に社会体育との連携もしくはそこへのつなぎを検討していく必要があるのではないかというご意見がありました。また、企業への働きかけについては、一つ目のポツにありますように、生徒が就労後も続けて競技に取組むことができる環境や、企業の理解というものが必要ではないかといったご意見がありました。また、情報の提供のあり方につきましては、二つ目のポツにありますように、卒業生が情報を得ることができるような情報提供の工夫が必要であるというようなことや、スポーツ協会が主催する定期のスポーツ教室の内容が分かりづらいので、そういった点、分かりやすく伝えるような工夫をやってほしいというようなご意見がありました。この協議会につきましては、年4回ぐらい開催をいたしまして、様々なスポーツ活動の情報共有でありますとか、先程課題としてありました学校教育と社会教育との接続のあり方といった点についても、今後議論をしたいと思っております。次回は7月を予定しているところです。

報告事項ウ 手話に関する学習状況調査結果について

○（足立）特別支援教育課長

続きまして、報告事項ウ手話に関する学習状況調査結果についてです。平成25年に「手話言語条例」ができて、教育委員会としまして、手話のハンドブックの作成でありますとか、DVDの作成あるいは手話普及支援員の学校への派遣といった取組みを行ってきました。今回各学校における実施状況を調査して取りまとめましたので報告させていただきます。調査につきましては、今年の2月、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校について調査を行いました。活用状況、まず手話ハンドブックの活用状況につきましては、入門編を活用したという学校が約9割、活用編を活用したという学校は7割強の学校で見られました。活用の場面ですけれども、一番多かったのは教科ということで、教科の中での活動となっていますけれども、この教科の中には総合的な学習の時間を含んでおりますので、大半が総合的な学習の時間の中での取組みでした。ただ実際には、教科の中で例えば小学校の1年生の国語で、挨拶というような単元がありますので、手話での挨拶をその中で混ぜて取組んだといった事例もありました。概要の方には書いておりますけれども、朝の会・帰りの会の短時間でも継続して学習する学校が多くあった反面、なかなか学習時間の確保が難しいといったご意見もいただいているところです。

2頁に移りまして、手話ハンドブックのDVDの活用状況についても、ほぼ半数の学校で活用をいただいたというところでした。また、学校に手話普及支援員の方々を派遣し、学校での活動に協力をしているところですが、現在91名の手話普及支援員にボランティアで登録をいただいております。この中で23名の方が聾者の方です。学校での来年度以降の派遣希望についても合わせて確認をしておりますが、カッコ書きが26年度の派遣実績でありますけれども、今年は派遣希望数も倍増しているところです。学校数としても、現時点で311校派遣希望が出ています。派遣回数も344回、派遣人数につきましては、聾者の手話普及支援員の場合は、通訳ができる手話普及支援員も合わせてセットで派遣しておりますので、延べ520人の派遣希望というのが出ております。当初予算の中でここまで人数が確保できていませんので、不足する人数につきましては、今6月補正で要求して議会での対応をお願いするとしているところです。今後の予定につきましては、各学校での取組みが更に進んでいきますよう、各学校に連絡担当の窓口役を配置していただいておりますので、こうした方々に対する県の取組みの説明会を5月下旬に開催する予定にしております。さらには各学校での取組事例等も集めまして事例集を作成し、学校への啓発活動につなげていきたいと思っています。

報告事項エ 平成26年度特別支援学校高等部及び専攻科卒業生の進路状況について

○（足立）特別支援教育課長

続きまして、報告事項エ特別支援学校高等部及び専攻科の卒業生進路の状況についてです。26年度の卒業生の状況についてまとめましたので、ご報告させていただきます。資

料の裏面に卒業生の進路を挙げております。本年度高等部・専攻科の卒業生は126名でした。その中で特に今年目立っている部分としては大学等への進学の部分、ここが今回7名ということですので、聾学校・鳥取養護学校の特別支援学校におきまして、更に次の段階への大学等への進学という実績がありました。昨年2名でしたけれども、今回は4年制大学にも2名、短期大学、それから専門学校への進学といった状況でした。更に26年度の状況といたしましては就労の部分で、就職と書いていますが、一般企業への就職ですけれども、その割合が昨年は33.9%でしたけれども、38.1%と一般企業への就職が若干増えたという現状であります。今年度におきましても就労サポーターの配置でありますとか、更には新年度の予算の中で、定着支援コーディネーターという形で、一般企業に就労に定着できるような支援員を新たに2名配置する予定にしておりますので、卒業生の進路、進学も合わせまして、就労につきましても力を入れて参りたいと考えております。

報告事項オ 平成26年度特別支援教育体制整備状況調査結果について

○（足立）特別支援教育課長

続きまして、報告事項オ26年度の特別支援教育の体制整備状況調査結果について、ご報告させていただきます。文部科学省の方でインクルーシブ教育システムを進めていくという観点からも、特別支援教育の体制整備の状況を調査しております。この調査に加えまして、県独自に例えば個別の支援教育計画の作成がされていない理由等も併せて調査を行っております、その概要等につきましてもまとめましたので、ご報告させていただきます。調査の時期は26年10月現在です、県内の公立小学校及び県立学校について調査を行いました。2頁以降にグラフ等で掲げておりますけれども、調査の主な内容につきましては、各学校において特別支援教育に関する校内委員会を設置しておりますが、開催回数が3回以上の学校の割合が昨年に比べて高くなってきているという状況でした。また、小・中学校、高等学校において、個別の指導計画、個々の子どもに対する指導計画の作成につきまして、作成率は向上してきておりますけれども、小中学校の特別支援学級における作成率がまだ100%になっていないという現状があるということが分かりました。また、三つ目の○になりますけれども、個別の教育支援計画の作成を推進しておりますけれども、この計画が作成されていない理由として、やはり一番多いのは保護者の障がい受容が難しいこと、あるいはこの教育支援計画の作成の活用メリットが十分理解されていないという割合が高いということが分かりました。主な課題として挙げておりますが、一つは校内委員会の開催につきまして、年間指導計画に位置づけている学校も増えてきておりまして、先程見ていただきましたように、開催回数も3回以上となる学校が増えてきているという現状がありますが、一貫した支援を充実させるためには、その開催の内容について更に充実していくことが必要であると考えております。また、校種間の引き継ぎ、例えば小学校から中学校、中学校から高校への引継ぎでございますけれども、引継ぐ学校と引継ぎを受

けた学校との理解している内容が一貫したことになるように、共通認識を図っていくことが必要であると考えております。その中では課題としては挙げておりませんが、実際には、引継いだと言っている学校の数と引継ぎを受けたと言う学校の数でギャップがありまして、例えば資料で見させていただきますと、5頁の8番のところで、中学校では386人引継ぎを受けたという認識をしておられますけれども、小学校は963人を引継いだという報告になっております。この辺りが小学校は引継いだという認識になっておりますけれども、中学校は引継ぎを受けていないという、人数にギャップができておりますので、その辺りを解消するということが必要かなと思っております。この辺につきましては更に10番を見させていただきますと、小学校の引継ぎの状況の中で一番多いのは口頭での引継ぎ、これが65%になっておりますので、口頭での引継ぎという部分で十分中学校、要は引継ぎを受けた学校につながっていないということが、課題としてあるかとも認識しているところ です。

1頁に戻っていただきまして、今後の対策につきましては、校内委員会における充実を目指してLD等専門員が巡回相談を行っておりますので、こうした中で重点項目についての各学校の状況に応じた助言を行っていくということ、あるいは保護者の理解という部分につきましては共通理解を行うための個別の教育支援計画等を通常活用した引継ぎについて、報告事項シの方に付けておりますけれども、個別の教育支援計画作成マニュアルというのを今回改定いたしました。この中で、例えば保護者の声というものも掲載をいたしておりますので、こういった資料も活用しながら、更に保護者の啓発を進めていきたいというふうに思っております。また、更に保護者の理解という観点では、関係者・関係機関との連携を強化して、情報発信を行っていききたいと考えているところです。以上です。

報告事項カ 県立高等学校における平成28年度使用教科書の選定方針及び採択について

○（御舩）参事監兼高等学校課長

報告事項カ、県立高等学校における平成28年度使用教科書の選定方針及び採択についてでございます。県立高等学校、これは県立特別支援学校の高等部も含まれますが、この教科書の選定につきましては、生徒の能力、適性に応じて、平成28年度に実施する教育課程において開設する教科・科目において使用するものを選定することとして、留意点をアからキまで挙げました。この留意点につきましては、文部科学省から出されております「高等学校教科用図書検定基準」の各教科共通の条件という項目の中で、特に本県で指定したものです。（2）ですけれども、選定に当たっては公平確保に努めることを大前提といたしまして、更に適正を期するために次の資料等を有効に活用するというようにしております。教科書編集趣意書を活用すること、それから教科書そのものをよく見ていただけるような形で公開するというようなことです。

2の採択ですけれども、各学校が選定をした教科書の希望に基づきまして、県教育委員会が採択を行うとなっております。2頁にその採択の仕組みを図で示しておりますけれども、その下の参考に、法律と規則を掲げておりますけれども、教科書採択に関する事務につきましては、教育長に委任されております。各学校長による選定及び採択希望の提出を教育委員会に出して、今までは教育長が決裁をして教育委員会に報告すると同時に、学校長に採択通知をしておりました。それでいいんですけれども、平成27年度、毎年使用教科書の採択についてという文部科学省の通知がございまして、今年度につきましては、特に慣例のみによって決定されることのないように責任の所在を明確にするようにということがありました。そして更に、教科用図書の設定するのは教育委員会であるので、教育委員会の教育長及び委員が、十分な時間的余裕を持って教科書見本を閲覧し、適宜吟味することができるような環境を整えることが必要であるというようなことがありましたので、学校から上がってきまして希望の提出をまとめて、教育委員会で教科書見本を閲覧吟味していただけるように考えているところです。実際の教科書をお持ちしております。たくさんありますけれども、これを適宜閲覧あるいは吟味していただけるようにしています。8月末に採択することにしておりますが、それまで教育委員室に置かせていただいて、見ていただければと考えております。

採択いたしましたら、順番として、各学校に通知と委員会への報告とが今まで同じにしておりましたけれども、今後は教育委員会に報告した上で学校への採択通知ということで、責任の明確化を図ろうとしております。

報告事項キ 第35回近畿高等学校総合文化祭鳥取大会の開催準備状況について

○（御舩）参事監兼高等学校課長

報告事項のキ第35回近畿高等学校総合文化祭鳥取大会開催準備状況でございます。今年度既に実行委員会と企画委員会を開催いたしました。今年度から近畿高等学校総合文化祭準備担当という部署を、近畿高等学校総合文化祭室としまして増員し、4月21日に第2回実行委員会、ここでは前年度の事業や決算報告の後に、今年度の体制であるとか、事業計画・予算等について審議をいたしました。そして24日に開かれます各府県代表が集まって、鳥取県大会を決定する企画委員会の提出議案をもみました。（3）で、第1回の企画委員会を24日に開催されました。ここでは、大会の基本方針、開催要項、それからいよいよ各部門の実施要項が出されまして、審議して決定をいたしました。

4の大会ホームページも開設をいたしました。ここから広報ですけれども、大会ホームページ、非常に楽しいものに仕上げたという自負がありますので、ぜひ見ていただきたいと思っております。それから、大会ポスター、チラシ、幟、クリアファイルを製作いたしました。既にテーマ標語やマスコットキャラクターデザイン、ポスター原画、テーマ墨書などがありますけれども、実は、この大会は生徒実行委員がフルに活躍して行って、生徒の手作り

の文化祭にしたいと思っておりましたが、その生徒実行委員たちが活躍してくれました。1枚めくっていただきまして、別紙としておりますけれども、カラー刷りをしましたもの、これは生徒実行委員会が考えてくれたものです。非常に可愛いクリアファイルと評判であります。

今後の予定とありますけれども、その前に、更に生徒実行委員会の方で着ぐるみを手作りにして、業者の分もあります、どんどん公募したいなあというところもあります、今検討中でございます。それから、総合開会式の前案作りにも関わるといことも非常に画期的なんですけれども、更に、当日の運営、監督といひますか、そういったところでも、生徒が参画できないかということで、中島教育委員長にもご指導いただいととも考えております。それから、特別支援学校の生徒と高校生とのコラボということで、総合開会式あるいは各部門の中で一緒に演じたり、あるいは作品を展示してもらったりということを考えております。

今後の予定ですが、5月には生徒の実行委員会を新たに50名程度の募集を考えております。6月以降、生徒実行委員会を6回開催して進めていきたいと考えております。9月にプログラムができて、いよいよ本番を迎えるということになります。以上です。

報告事項ク 平成28年度全国高等学校総合体育大会鳥取県実行委員会の設立について

○（吉田）体育保健課長

体育保健課でございます。平成28年度全国高等学校総合体育大会鳥取県実行委員会の設立について説明をさせていただきます。来年度、中国5県で開催されます全国高等学校総合体育大会の開催に当たり、平成27年度は、鳥取県が準備委員会として発足して、準備を進めて参りましたが、去る4月28日に、山本教育長を会長とします平成28年度の鳥取県実行委員会を発足させました。その準備を着々と進めていきたいと思ひます。大会の概要はそこに示してあるとおひですが、本日議案の5で認めていただいた、例えば5%の推薦枠を使って来年度、また1年生として入ってくる生徒の可能性があるので、この生徒たちも活躍してくれる可能性があるのではないかということも思ひます。今後の予定としましては、併せて設立しました四つの専門委員会（広報、宿泊衛生と輸送警備、教具、高校生活動）が、会場地の実行委員会とか高体連とか、各競技団体等と関係して、着々と進めて参りたいと思ひます。特に高校生の活動につきましては、例えば、大会役員、補助役員はもちろんのこと、会場を飾る花を作るといようなこと、300日前や100日前のイベント等の企画や運営、広報活動等を企画してくれる予定をしております。今年度は前の年になりますので、視察等を行って、おもてなしの心を勉強して参りたいと思ひますけれども、各教育委員様におかれましては、ご予約がございましたらぜひ各会場等を見させていただくようなこともおひできたらと思ひております。

続いて大会の概要です。既に皆様、ご存じと思いますので、説明を省きますけれども、中国ブロックで行われますのが、平成28年度これが初めての開催です。これまでは単県でやっており、鳥取県は平成7年度に単県でやった経験がありますけれども、初めてのブロック大会になります。3頁の大会規模のところでございますが、ちょっと訂正があります。相撲の足し算が間違っておりまして、計の8890を8874と訂正をお願いしたいと思います。この大会中には、全国から40,654名の方が来られるということで準備をしております。4頁につきましては、実行委員会のメンバーです。5頁につきましては、行われました総会の式次第を載せておりますので参考にしてください。

報告事項ケ 学校給食における県内産食材の使用状況及び取組について

○（吉田）体育保健課長

続きまして、報告事項ケ、学校給食における県内産食材の使用状況及び取組について説明させていただきます。平成13年度から、学校給食用の食材の生産地別使用状況の統計を取っております。平生13年度は、県産品を使っていたのは37%でしたけれども、平成26年度は73%に達し、過去最高になりました。統計を取り始めてからほぼ倍増したということです。これは取組としまして事例としましては、例えば知事部局の農業担当の方と市場関係の方の話を聞いたりとか、色々な生産者や関係機関の連携を密に合わせて、色々なところを開発したりとか、それから旬に合わせた食材の使用を高めさせたりとかということを行って参りました。その他食材の不足する時期等には、県内産で開発した冷凍やチルドの技術を使って、その食材を使ったというものです。一例をあげますと、筍、今おいしい時期ですが、その筍を、採れるときに水煮にしてしまっって1年間ストックをして、その筍を1年間使えるようにしたりとか、県内産の加工場でできるようになりました。魚も最初のころはたくさんあったんですけども、境港に加工場がないということで、すべて県外の冷凍物を使ったりとか過去にはあったんですけども、境港等にも魚類の加工場ができて、年間ストックしながらそれを使うようになったということで、飛躍的に伸びております。それから、食品の貯蔵でございますけれども、ジャガイモは芽が出てなかなか使えなかったんですけども、JAと協力してJAの農業用の冷蔵庫にジャガイモを保存させてもらって、芽を出るのを防止して、年間それを使えるようにしたりとか、色々工夫をしながら、たくさん食材を提供するようなことを開発できました。それから、食材を多く使用する鳥取市を初め、4市に特に働きかけをして、たくさん県内産のものを使ってもらうようにしました。今後の取組としましては、県産の使用率向上を図るのはもちろんですが、身近な地域の産業や食文化への理解を、子どもたちに深めてもらって、郷土を大切にするような心を育むような施策をさせていただきたいと思っております。

2頁につきましては、各市町村別の使用率が出ております。例えば一例をあげますと、旧鳥取市、これは大きな食材を使う所でございますけれども、平成22年度は50%の使

用率でしたけれども、今回71%県産品を使っていたいただいております。21ポイント伸びておるといところです。それから、食材ごとの県産品の利用率を示しております。先程ありましたけれども、ジャガイモは、平成22年度は34%でした。ほぼ残りは、北海道産を使っていた状態でしたけれども、現在は55%まで伸びております。それから、鳥賊につきましても先程魚類のことがありましたが、平成22年度は52%、これだけ水産県でありながら52%でしたけれども、今回26年度は99%、ほぼ倍増というようなことで推移をしながら、子どもたちにおいしい給食を提供させていただいております。以上です。

報告事項コ 三徳山・三朝温泉の「日本遺産」初認定について

○（木本）文化財課長

続きまして、報告事項コ、三徳山・三朝温泉の「日本遺産」発認定について、報告いたします。4月24日に、三朝町の三朝温泉と三徳山が日本遺産として認定されました。日本遺産制度につきましては、資料の下の方に※を付けて記載をしておりますけれども、クールジャパン戦略の一貫としまして、本年度から新たに制度化されたものでして、2020年の東京オリンピックまでに、全部で100件の認定を目指しております。今回はその第1回の認定ということで、全国で18件が認定されました。日本遺産は世界遺産と異なりまして、文化財そのものの普遍的な価値を追及するものではなく、地域の歴史的な魅力や特色を複数の文化財を核にストーリーとして設定をして情報発信をすることで、観光誘客や地域の活性化を図るものです。言われております地方創生の起爆剤としても期待をされているところです。実際にこのゴールデンウィークには、例年よりも中部地区での観光客の入り込みが多くあったということで報道されておまして、中部圏域全体にいい影響をもたらしているのではないかと思います。

認定された本県の日本遺産の概要につきましては、2頁の方を簡単に見ていただきますと、まずストーリーの名称ですが、タイトルのところで挙げております「六根清浄と六感治癒の地～日本一危ない国宝鑑賞と世界屈指のラドン泉～」と付けております。副題につきましては、見ていただいたとおりのご理解いただけたと思いますけれども、六根清浄と六感治癒の地というのは、少し聞き慣れない言葉かなと思います。下の絵の方に挙げておりますけれども、上のグリーンで囲ってあります方が六根清浄です。六根は人間の認識の感覚で、具体的には書いてありますとおり、目・耳・鼻・舌・身・意というようなものがあります。これが執着にまみれては正しい道を行くことができないという考え方があります。修行によってその執着を断ち、清らかでけがれのない状態になることを六根清浄というふうに申します。これを三徳山で行っていただくということです。一方で下の方ですが、六感治癒の部分は三朝温泉が担っております。六感は五感に心を加えたものですが、この六感治癒という言葉自体は、六根清浄に対比させて、三朝町さんの方で作ら

れた造語でございまして近年使われているものです。この二つのものをつなぎ合せてストーリーとしています。具体的なストーリーの方は1頁の1のところに戻っていただきまして、概要として書いておりますけれども、山岳修験の場であり、永きに渡って守られ続けている三徳山信仰と深いつながりのある三朝温泉の二つをつなぎまして、参詣前に三朝温泉で身を清め、三徳山での断崖絶壁での参拝によって六根を清め、下山した後に再び三朝温泉で湯治をすることで六根を癒すという一連の三徳山参詣の作法が今まで永きに渡って受け継がれていて、それを今も体感することができるということをストーリーとしております。文化庁の方からは、三徳山独特のユニークな世界を具現化しているという評価をいただいているものです。

この認定を受けまして、2に書いておりますように、4月24日に日本遺産の認定セレモニーをさせていただいております。セレモニーは町や、地元旅館組合、県関係者などの参加者に加えまして、三徳山を訪れておられました観光客であるとか、外国の方なども参加されまして、にぎやかにお祝いの会をしたところです。なお、今回の日本遺産につきましては、申請者の方は三朝町ということになっておりまして、県の方は三朝町の動きをバックアップするというふうを考えております。今後、三朝町を中心といたしまして、町の観光協会でありますとか、三朝区・三徳区とが組織をします協議会を立ちあげまして、協議会を事業主体として、観光客の受入れ体制の強化を進める予定です。海外からの観光客の増加を見込みまして、多言語でのパンフレットを作成したり、多言語でのガイドの養成というようなことを考えております。県といたしましても、どのような支援ができるか、教育委員会だけではありませんで、観光、中部総合事務所なども一体となりまして、6月補正も含めまして検討しているところです。

○（中島）委員長

それでは、とりあえずここまでで質問をお願いします。

○（山本）教育長

教員採用試験に関して、どうなるか分からないですけど、一方で一括して教員免許の試験をするようなアイデアが今提言されていたり、全国统一試験になる可能性も出てますし、また、国家資格にするという話も出てきています。

○（中島）委員長

免許自体は国家資格ですか。

○（山本）教育長

大学で必要な単位を取得すれば、大学の所在地のある県の教育委員会が免許状を発行します。鳥取県で出した免許であっても、兵庫県で使えます。

○（中島）委員長

教員採用試験について、高等学校の採用人数が毎年少ないというのが気になるんですけど、これはもう少し待つと増えるんでしょうか。

○（御舩）参事監兼高等学校課長

はい、退職者が増えるのは、4・5年後とは思いますが、一方では再任用制度が続いておりますので、そこは優先的にその職を確保する必要がありますので、そういうことがあり、なおかつ生徒減ということがありますので、さらには31年度以降の高校のあり方という答申で30年度までに学級を減らすといったこともありますので、どうしても退職者数を超えて、多くを採用できるようなどこまでにはならない、となっております。

○（中島）委員長

実際に、高等学校だけという人と、中高共通で出す人との違いは、科目ですよ。

○（御舩）参事監兼高等学校課長

英数国につままして中高共通としています。高校の英数国についてはこの試験の中で中学校志望者を採用するようにしています。

○（佐伯）委員

では、英数国以外の教科で5人ということですか。

○（御舩）参事監兼高等学校課長

そうです。

○（佐伯）委員

中学校は全教科あるんですか。

○（御舩）参事監兼高等学校課長

中学校は全部あります。

○（小椋）教育次長

持ち時間数の関係で兼務をかけてということが実際にあります。家庭科ですか。

○（中島）委員長

特別支援教育のことなんですけど、ここがいわば、特別支援教育の一番仕上げの部分というか、社会とどういうふうにつながることができるかということが、肝になるんだと思うんですけど、もちろん社会の理解とか、いろんな制度の問題とかあると思うんですけど、例えば、こういう特別支援教育先進国と比較したときに、現在の鳥取県の就職状況、進路状況というのはどうなんでしょうか。

○（足立）特別支援教育課長

全国的に見たときに、就職希望者、就職を目指す子どもの数というのは非常に、全国的にも高い状況にありますけど、なかなか就職に結びついていない。希望者が皆一般就労に結びついていないという点で、そこのところをもう少し企業への一般就労に結びつくようなキャリア教育的なところとかをあげていくようにしないといけないと思います。

○（中島）委員長

この48人というのは、どれぐらい希望者がいるということですか。

○（足立）特別支援教育課長

ちょっと今正確な数字はありませんけれども、だいたい就職率としては、50%くらいです。本人が自分は福祉的就労に向いているのか、一般就労に向いているのかの見極めができていない状態が、3年生になった年度当初に、「進路をどうしますか。」というところで選んでいく。全体的に見れば、企業への就労割合というのが、以前に比べると広がってきました。以前だと卒業した後、そのまま在宅で暮らすケースが、個々の例で言えば多かったわけですが、この表の中でも左側の小さいグラフにしていますが、これが過去の18年から20年ぐらいの状況で、この頃はやはり在宅で暮らすという人は8%（約1割）の人は卒業後、特になにもすることがなく、在宅で過ごすという状況でありましたが、今は1.6%ということで、何等かの生活介護であったり、福祉的就労・就職といったところに結びついてきている形には変わってきているというふうには。

○（中島）委員長

福祉就労というのは、どういうものなんですか。

○（足立）特別支援教育課長

福祉就労というのは、いわゆる障がい者の作業所で、例えば電気製品の部品を作ったり、清掃作業に出ていたりということで、その対価として一部工賃をもらうという形です。

○（中島）委員長

目標としてはどうなんですか。福祉就労の人が、より一般就労に行くというのが目標。

○（足立）特別支援教育課長

はい、福祉就労から一般就労に行くというのが目標になってきます。

○（中島）委員長

そのためのハードルは、受入れ側ですか。

○（足立）特別支援教育課長

受入れ側もそうですし、鳥取県はおそらく福祉就労の方の事業所、例えばお菓子を作る工場とか、障がい者の作業所の数というのはかなりの数がありますので、福祉就労に関しての受入れ側はあるというふうに思っております。あと、そこに子どもたちが継続して通っていけるようなニーズであったり、生活のあり方といったところに力をつけていくことだと考えております。

○（中島）委員長

今のは福祉就労の話ですが、より一般就労を増やしていくというところは。

○（足立）特別支援教育課長

まさにその部分に、これから力を入れているところであります。例えば、琴の浦に関しては、基本的には皆が一般企業に就労できるようにということで、職場体験とかを通じまして、企業で働くということについての理解を子どもたちに付けていますし、それぞれの企業で求められる能力といったものを、学校での学習の中で付けていくということを、今行っています。

○（中島）委員長

なかなか比較できるデータはないと思うんですけど、もし調べられたら先進的な国の、こういう就労の状況というのも調べてみていただいて、今我々にできることがもう1段ないだろうかということ、もちろん我々だけでできることは一部だと思いますけど。がんばりどころはこれからというのが、間違いないと思うので。

○（佐伯）委員

琴の浦の生徒は3年になったんですか。

○（足立）特別支援教育課長

はい、来年の3月に卒業です。

○（松本）委員

県職員として募集予定はあるんですか。

○（足立）特別支援教育課長

県では障がい者の枠とした非常勤職員の採用予定があります。ただ、知的障がいについての正式雇用をしようということでの検討はされています。

○（松本）委員

身体障がいの人だったら、別に仕事に応じてやっていけるものがあるわけですが、知的障がいの方は、その人に応じた仕事というのを、あえてつくらなければいけないじゃないですか。それで、あえて採用してその人のお給料いくりにするのか。そんな難しい問題はあるんですけども、県もそうだけど一般企業だって、どういうふうにするのか、受け入れていいかわからないと思うんですね。そういうのが少し設定してあげるとか、「こういうのがありますよ」みたいなものを示さないと、なかなか進まないのかなと思います。

○（足立）特別支援教育課長

今おっしゃられたように企業の方の意識も変えていかないといけないということもありまして、そこら辺りは商工労働部とも連携をしながら、企業の方に障がい者の雇用に向けた取組みを進めていただくということ。今、特別支援学校の中でも、ワーキングフェスタといいますか、就労セミナーを東部・中部・西部で開催し、企業の方にも来ていただいて、「子どもたちはこういう力を持っているんだ」ということも、紹介したりもしているところです。特に企業の中で、能力に応じた仕事というのをうまく切り出していただければ、たぶん出来ることはかなりあると思います。実際に今、県立学校の中ではワークセンターということで、10名の知的障がい、精神障がいの方を非常勤職員として採用して、学校の中での事務をやってもらったり、学校の中での清掃業務をしていただいたり、いろんな事務処理の手伝い、作業をしていただいたりというようなことにしておりますので、適性に応じた、この子にはこういうことができるんだということを、企業にも紹介しながら、就労に向けて行っているところです。

○（中島）委員長

もちろん他の部所との連携もしなきゃできないことだと思うんですけど、特別支援の高校を持っている我々が、その中で「かなり状況を改善しましょう」ということで引っ張らなければならない部分が、多分にあると思うので、ぜひここは積極的に考えていただきたいと思います。それからどうしても我々は生産性という部分で、何ができるかということ

で考えるんだけど、組織の中に障がいがある人がいるということは、組織にとって良いことなんですよね。組織が優しくなるんですよ。だから、そういう生産性以外のところで、「組織的にそういう効用があります」というようなことを伝えていくということも、重要な仕事じゃないかなと。

○（佐伯）委員

それに関して、個別の教育支援計画のところでは気になったのが、指導計画の方は全部100パーセントぐらいになっているのかと思っていましたら、なっていないと書いてありました。小学校・中学校では、支援学級の子どもたちも、個別の指導計画は作っていると思っていたんですがどうでしょう。

○（足立）特別支教育課長

実際調査してみた結果として、100パーセントになっていなかったということがありました。作成途中のものもあったかもしれませんが、個別の指導計画は学校が責任を持って作るということになっていますので、その辺りは巡回して今後徹底していきたいと考えています。

○（佐伯）委員

私「口頭による」というのが理解できなかったです。支援計画の方ですけれども、それを引継いでいくということを学校現場でやってきて、それはできていると思っていました。ただ、口頭で伝えたところで、もう一度成育歴から、自分の障がいの内容をいちいち確認していくということは本人にとっても負担だし、保護者も大変ですよ。だから、それは必ず引継いでいかれるものだと思っていたので、それが口頭という内容だったのには驚きました。そして、次に企業にも引継いでいくシステムは、高校にはかなり引継げるようになってきた、と書いてあったんですけども、保護者から了解を得られないと高校では引継げないと思います。その場面で、ちゃんとうまく企業へ引継いでいくと理解は得られるし、本人にとっても働きやすい環境になると感じたんですけど、その辺はどうなんですか。

○（足立）特別支援教育課長

おっしゃるとおり、個別の教育支援計画というのは、学校だけでなく、先を見通して作っていく計画になりますので、実際高校を出ていくときにも、きちんと就職先に引継いでいくということが重要だろうと思っております。実際に高校の方でも、次の就職先に引継いでいるという事例もありますので、そういったことも高等学校課と連携して、進めたいと思っています。口頭による引継ぎというのは、昨年独自にこの調査をしたときに、初めて「口頭による」という部分が出てきて、調査結果として明らかになった部分ですので、この辺りを今後学校の方にも、実際にこのことによって引継がれたという

認識をしていないという部分であったり、また、1から計画書をつくらないといけないということになりますので、これについては是正していきたいと思います。

○（佐伯）委員

その支援計画でなくてもいいですけども、働き始めたときのコミュニケーション力とか、社会適応力みたいなのところに少し課題があって、職場の中で孤立してしまうとか、うまく自分の思いが伝えられない、企業の従業員の方との関係性が築けないというところが大きな問題点かと感じるので、その辺をキャリア教育か何かで、本人の力を伸ばしていくということが大切なんです。こういう関わりをしてもらおうと、この人はすごく自分にとって自信が持てるのか、安心して働けるとかいうような情報が出ていかないと、この就労がうまく定着しにくいのかなと思いました。

○（足立）特別支援教育課長

おっしゃるように、就労の部分での課題として、就職したんだけど職場との関係が十分保てなくて続けていかれなくて、離職してしまうこともありますので、今年度の予算の中では定着支援員という方を、特別支援学校には2名採用することとしていまして、就職後の企業への訪問もしながら、定着が進んでいくような形の施策をとりたいと思っています。一般的にはジョブコーチが、職業センターにおりますので、企業への派遣について、障がいのある方の特性等を見極めて企業側の指導をするという方があるんですけども、なかなかそこに手が回っていないという状況等もありますので、県独自の取組も含めて定着に向けた支援をしていきたいと思っています。

○（中島）委員長

今までは、就労後のケアは全然なかったんですか。

○（足立）特別支援教育課長

学校が相談に応じたりという形で、3年ぐらいの間はフォローしてきたというのがあります。

○（中島）委員長

実際、知的障がいとかあると、相手にうまく伝わらなかったり伝えられなかったりすることもあって、かなりブラックボックス化しているようなことがあるので、誰かがちょっと間に入るだけで、「ああ、なんだ、それだけのことか」みたいに。

○（坂本）委員

作業所に入るのは就職したことになるんですか。

○（足立）特別支援教育課長

福祉就労という言い方です。ただ、工賃といますか、経済的には非常に安い料金で。

○（松本）委員

月1万円とか、2万円とか。あと障がい者年金で6万ぐらいですから、月にしたら8万あれば。

○（坂本）委員

実際、企業として作業所に対して依頼する際には、結構な金額を請求されるんですけども。

○（松本）委員

作業所だから、ちゃんとした給料という形になってないのかもしれない。

○（中島）委員長

色々な意味で重点目標にさせていただいて。

他はいかがですか。

○（松本）委員

手話は、知事が率先して進められているんですけども、私はあんまり、どうも懐疑的なところがあって。たくさん学習とかされているけれども、学習を身につけさせるためには単に練習相手じゃなくて、今覚えたことが実践で活かされなければいけない。そのためには聾の方がたくさんいらっしゃるじゃないですか。だけど現実には、県の子どもさんに占める割合は数パーセントじゃないかと思うんですよね。だから、この学習が行き着く先はどこにあるのかが、私にはよく分からなくて。もちろん、障がいのある方に対する思いやりとかを育む面では、とても効果はあると思うんですけど、手話を実際身につけさせるところまでは、やるんだろうけど、実際に身につくのかということは、私は疑問に思っているんです。ちょっとやって、そのときにはなんか覚えたような気持ちになるんですけど、それを使わないとすぐ忘れてしまうので。私はちょっと練習しましたが、使わないとすぐ忘れちゃいまして、「学習はいっぱいやっています」という報告は上がってきますけれども、これを実践で使えるまでの習得が本当にできるのかということも疑問に思っているのと、本当にそこまでやってもらうのかということも、どう考えているのかなと思っていますので、ちょっと教えてください。

○（足立）特別支援教育課長

現実はどこまで、というところは、なかなか難しいところでして。学校に対して「やりましょう」という話はしているんですけども、じゃあ子どもたちにどこまでのレベルの力を付けさせるのかというのは、教育委員会からは提示ができていないのが現状です。学校からも、どこまで実際にやったらいいのかということがよく分からないという声は確かに伺っているところです。県民アンケートの中では、手話で簡単な挨拶ができる程度の学校での取り組みが必要ではないかというアンケート結果は出ていますので、一つの目標としては、聾の方と会ったときに、「こんにちは」とか簡単な挨拶ができる取っ掛かりのツールができるということが必要かなという、その辺りのレベルがまずは目標かなと。あとは個人の中で更に深めたい人は、例えば手話サークルに通ったり、そういう場の中で勉強を積んでいくのかなと思っています。今まで聾学校の子どもの話の中では、会って声をかけたときに、そっぽを向いて逃げられちゃうとか、筆談での話をしたときに、もう声をかけずに避けちゃうというようなところがあったので、少なくとも挨拶等ができれば、そういったような取っ掛かりのところはできていくのかなあとと思っています。この手話の学習を通じて、一つは手話というものを学ぶということもありますけども、障がいについての理解が深まるという部分も一つの要素かなと思っていますので、そういった意味での取り組みを進めていく方向かなと思っています。

○（松本）委員

理解は深まる場所はよく分かるんですね。

○（中島）委員長

今、松本委員がおっしゃるのはそのとおりだと思っています。例えば「こんにちは」ができるんだって、「こんにちは」と言えば分かるんですよ。より本質的なことは、いろんな障がいがある人が、いろんな人間がいてそれが助け合うことでもって、サービスとかではなくて思いやりを持っていくことが大事なんだということを知ることが、一番本質じゃないかなと思うんですね。手話については、たしかに知事主導で進んだところがあるけれども、県教委としては、やっぱりいろんな障がいがある子どもと健常の子どもが出会う機会を、積極的に作って行って、相互理解をもっともっというんな形で、いろんなことをやる。ただ会うだけじゃなくて。会って話をするとっても、健常者同士でも会って話をしろと言われてたら何も話できないから、一緒に何かをやる機会なんかを積極的に作って、「なんだ同じ15歳じゃないか」とか、「同じ16歳じゃないか」と思えるような、そういう場所を作っていくということが大事なのかなあとと思います。

○（山本）教育長

共生ということではないかと思っています。

○（坂本）委員

聾学校の卒業式に出してもらったんですけど、生徒の人数が少なかったです。聾の方は県全体では、あの人数しかいないんですか。

○（山本）教育長

補聴器を付ければ聞こえる生徒は、通常の学校に行っています。

○（松本）委員

普通の学校に何人いるかというところが、一人か、いれば二人ぐらいでしょう。教育効率というのは、あまり。

○（佐伯）委員

でも、さっき委員長がおっしゃったように、学校に一人でも二人でもいることによって、例えば机や椅子にテニスボールを付けて音がしないようにしないと、全部の音を補聴器が拾っちゃうからいけないとか、話しかけるときに少し合図するとか、正面に向かって話すとか、大きな口ではっきり分かるように話す、とかいうことが自然にできるようになっていくんですよ。そこがやっぱり、共に育っていく中で自然と身についていく形だし、どこかで出会ったときに、あの人ちょっと困っているかもしれないなというときに、少し自分で声かけられるかどうかということが、手話の学習でもしていれば、ちょっと知らん顔してしまうか、ちょっと尻込みしてしまうところを、一步踏み出せるというところは少しきっかけにはなると思って、そういうことかなあと思います。必ず全部手話で話ができるわけでもなくて。

○（松本）委員

そこまで目指してないなら、障がいに対して理解とか優しさとかそういうのを育むという意味だったら、別に聾の人だけじゃなくて、盲の人もいるわけですね、知的障がいの人も。委員長が言われたように、全部の障がいのある方に対しての、健常者への教育をすべきであって、これだけに特化して、これだけ時間かけてやることの意味が、私はちょっと疑問には思っています。あと何年か後にこれが根付くかどうかは見るとしかないですけど。

○（山本）教育長

切り口というか突破口というか。あいサポート運動という鳥取県としての全体像を持ちながら取組んでいくということですので、一つのきっかけづくりでもあると思うんです。だから、英語と同じレベルで、手話を全員が普段使えるようにするとかそういうことには、なかなか、ならないのではないかと。

○（中島）委員長

すみません。報告事項カについて。私の認識だと、高校においては、各学校の事情に合わせて、各学校で責任を持って選ばれるということで、もちろん少し抽象的な意味では教育委員会が責任を持つということは分かるんですけども、その教育委員に対する責任の明確化という話に少し先程聞こえたんですけども、その辺もうちょっともう一度教えてください。

○（御舩）参事監兼高等学校課長

教科用図書の選定をするのは学校ですけれども、最終的にこれを採択するのは教育委員会だということになります。そうしますと教育長、それから教育委員が一緒になって採択をしたという意味でして、今までそういう形で、実際の具体的な採択事務は教育長に委任されておりました。特に今までとルールは変わらないんですけども、順番として教育委員会に報告をして、それから学校に通知するという順番ということと、それから今回27年度ではやっぱり教育委員会の権限だから、ちゃんと見られるということで環境づくりをする必要があるぞということが、特に言われたものですから、それで物理的に設置したということです。今まではその都度要望に応じて見ていただいていたはおりましたけれども、それをシステムの中に明記したということです。

○（中島）委員長

これを見るのは大歓迎なんですけども、どういう子どもに合わせてこの教科書が選ばれているかというマッチングの根拠がないとなかなか難しい。我々にも何等か示していただくことはできますか。

○（御舩）参事監兼高等学校課長

はい、学校から提出されてくるものの中にも記載があります。今までにも見ていただいているとは思んですけど、きちんと分かるように取り出した形でお示したいと思いません。

○（松本）委員

三徳山なんですけれど。日本遺産になってよかったなと思うんですが、皆がみんな登れるわけじゃないですよ。興味があつて東京から来た方を案内したんですけども、そしてから見ようと思つても、ものすごく遠いわけですよ。望遠鏡もあるんですけども、ほとんどモヤがかかって見えない。そういう方へはここへ来たよという何か、もっと三徳山ってこんなところだよ、と見えるような設備というか、そういうものがないと、なかなか価値が伝わらない。えっ。という感じで、山を「来たよね、見たよね」と帰るだけかなあという印象があるんですが、そこは何か考えられないかと。

○（木本）文化財課長

今ある展望台は遥拝所ということで、下から上を見あげる形で、かなり距離もありますし、投入堂だけしか見えませんが、受入れ整備の関係で、現在、町の方で考えておられるのは、山の反対側に林道が通っているんですけども、林道のところからお堂が正面に見える位置に、少し展望所を作りたいと、いうことの計画をしておられます。

○（松本）委員

年配の方がなかなか登れないんですよね。そこに行き着くまでにくたびれたりして、そういうのとか、もうちょっと説明が分かるような施設とか。

○（木本）文化財課長

この春に三徳山の下のところにはバスの回し場がありますけど、あそこのバスの待合所が休憩舎ということで新しく整備されまして、少しパネル等の展示ができるようになっておりますので、そういったものでありますとか、三朝温泉の方にも今回日本遺産になりましたので、そういう見ていただけるような説明書きのようなものを、もう少し準備したいというようなことはお伺いしております。

○（坂本）委員

権現像を展示している建物があったんですけど、ものすごい寂しい感じがしてました。

○（中島）委員長

細かい質問ですが、近畿の高総文祭ですけど、これは、さっきの話と少しリンクするんですけど、特別支援学校の高等部というのは、この高総文祭に入っているんですか。

○（御舩）参事監兼高等学校課長

コラボをしてもらうという形で、参加いただいています。高文連に加盟する・しない、という話があったんですけども、基本的には高文連に入っているものが中心になって、こういう大会をするんですけども、本県では先程もご説明しましたように、特別支援学校の生徒さんと一緒にやろうということで、大会そのものについてはそういう形でやろうと。

○（中島）委員長

微妙なんですけれども、やっぱり本当に主催者としてやるのか、主催は一般の高校でゲスト的に、例えば琴の浦の生徒が呼ばれるとか、これかなり違うじゃないですか。舞台上に同じように立ってますよといっても、それは全然違うことだから。そこはどうなんですか。

○（小椋）教育次長

生徒の実行委員の中には、おっしゃるように特別支援学校の生徒はいません。今イメージしているのは、開会行事の中のプログラムの中に、県立の高校生と特別支援学校の生徒と一緒に何かのプログラムをするというのが、幾つかできないかなというところで検討しています。

○（中島）委員長

実行委員会に入ってもらうわけにはいけませんかね。

○（小椋）教育次長

ボランティアを今募集していますので、ボランティアという形で来る生徒があれば、それは大丈夫じゃないですか。ちょっと相談してみます。

○（山本）教育長

今の時点ですと、参加してもらおうというだけで一緒に共催というんでしょうか、初めからこのメンバーの中に入ってということではないので、そこを實質上で、ちょっと変えていこうかというんですけども、近畿2府8県でやることなので、他県と相談しながらということもありますが、できれば一緒にやるという方向もあるかと。

○（中島）委員長

やっぱり鳥取県からの発信だと思うので、他県はしていないことでもねえ。

○（御舩）参事監兼高等学校課長

特に聾学校の生徒さんは写真部門で随分優秀で。実は、鳥聾・鳥盲・鳥取養護学校については、高文連に加盟していらっしゃると思いますので、そう意味では主催者にはなれると思います。実際に写真に関しては運営もしてきていると思います。今おっしゃったように、生徒の実行委員会の中でという観点は確かになかったです。

○（小椋）教育次長

写真部門の運営の中に聾学校の子が絡んでおれば、委員長がおっしゃるように、いいと思います。ちょっと確かめます。

○（中島）委員長

それから、給食の地産地消率ですけれども、これも鳥取県の教育の魅力の一つという視点になるかと思いますが、米子市がやっぱり、いろんな経緯があると思うんですけど、

中では一番低いかなあというのがあるんですが、この辺はどうでしょう。どうしても規模が大きいところは、地元だけの調達では間に合わない、という話があると思うんですけど、それにしても米子市ちょっと低いかなあと思うんですが。

○（吉田）体育保健課長

米子市につきましては、平成22年度が61%、23年が65%、24年が66%、25年が57%、26年が61%というところがございます。努力はしていただいているんですけども、また今年度から中学校の給食が始まりました。これは去年のデータですので、小学校のデータしかありませんが、今後またそういうところについても、またお願いしていくしかないかなと思っています。

○（中島）委員長

地産地消率を上げようとするコストが上がるんですか。そもそも調達が県内だけではできないということなのか、どうなんですか。

○（山本）教育長

コストも若干上がると思うんですけども、それよりは端境期とかがあって確保できない。給食用に農家に頼んで作ってもらったりということを始めましたが、保存の問題ですとか、教育委員会サイドだけではどうにもならん問題もあって、ただそこは一緒になって、生産者も含めてやっていきたいと。

○（吉田）体育保健課長

地域の方が、食材のジャガイモを給食センターに送るんだという生きがいというものがあって、それで一生懸命作って、そういったときには各学校に招かれて、一緒に「ありがとうございます」という形で、「このジャガイモは、誰々さんのおじいちゃんが作られました」なんて言われると、ものすごく盛り上がりたりして、地域の起爆剤に貢献しているということは報告として聞いております。

○（田中）次長

だから、町村だとそういう形で各学校とも数値が高い。米子市で、中学校で給食が始まると、大きな給食センターですのでむしろ下がるんじゃないかと。今でも農林サイドの方では前処理というんですか、給食用に加工する、そういうことをする施設が県内少ないのを、わざわざ業者さんにやってもらう格好にしていますので、それでこうやって数字が高まってきているところはございます。あと残念なのは、実は米とか牛乳とかは対象外なんでこの数字で、これが入ってくると数字が上がると思うんですけど。

○（佐伯）委員

米子市は、実際、努力はしているんですけども、野菜とかを一括して入札にかけていると聞きました。だから、個々一つ一つの品目ではやってないところが、ちょっと違いが出てきたかなあと。県内産は、第1番目に取りようにしているはずです。

○（中島）委員長

給食で、例えば鳥取市で③で原材料、外国産で県内加工というのが2%ほどあるんですけど、主になんですか。いろいろあるんですか。

○（吉田）体育保健課長

旧鳥取市で、そこに8,367kgという数字が見えると思いますが、これは豆腐の材料の大豆です。豆腐と油揚げ。平成23年12月に鳥取県の産業振興条例というのが制定されて、それで外国産の大豆を入れてきても、鳥取県の業者が加工して油揚げにしたりとか、豆腐を作ったら鳥取県産としてカウントしようということで、24年度からそういう統計を取っております。醤油も味噌なんかもそうです。

○（中島）委員長

では、原材料外国産というのは、概ね大豆ということですか。

○（吉田）体育保健課長

ほぼそうだと思っていただいて結構です。

○（佐伯）委員

米子市は、特にこだわっているところです。

○（中島）委員長

残りのサトシについては、省略をさせてもらうということでよろしいでしょうか。報告事項は、これで終わりとします。最後に、各委員さんの方で何かありますか。

それでは、これで閉会とします。次回は、6月29日月曜日ということで予定をしています。それでは、本日の日程を終了します。ご起立ください。どうもお疲れさまでした。